

利 用 上 の 注 意

1 令和3年経済センサス-活動調査について

(1) 調査の目的

令和3年経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

(2) 調査の根拠

経済センサス-活動調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

(3) 調査日

令和3年6月1日

(4) 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所を除く全国全ての事業所及び企業について行いました。

- ①大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ②大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

2 本報告書について

(1) 本報告書は、製造業について「令和3年経済センサス-活動調査」（以下「3年活動調査」という。）の調査結果のうち以下の全てに該当する製造事業所について千葉県が独自に集計したものです。

- ・3年活動調査においては、個人経営を除く事業所であること。
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

このため、総務省及び経済産業省が発表する数値とは相違することがあります。

(2) 本報告書の統計表中の表示年次については、経理事項（現金給与総額、製造品出荷額等）と、経理外事項（事業所数、従業者数など）で調査時点が異なるため、経理事項の年次に統一しています。

(3) 本報告書において、「令和2年」、「平成27年」の数値は活動調査、その他の年の数値は「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）の数値を表します。

調査結果のうち、経理事項については、表示年次における1年間の数値です。また、経理外事項については、3年活動調査、平成28年経済センサス-活動調査（以下「28年活動調査」という。）及び平成29年以降の工業統計調査は表示年次翌年の6月1日現在、それ以外の工業統計は表示年次の12月31日現在の数値です。

なお、3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから2020年工業統計と単純比較ができないことに御留意ください。また、28年活動調査においては、調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けました。事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項は、これらの調査分を含まない集計結果となっています。

- (4) 活動調査では全事業所の調査を実施しましたが、本報告書の数値は従業者4人以上の事業所（生産額及び減価償却額は10人以上の事業所。投資総額、在庫額、工業用地及び工業用水は30人以上の事業所。）について集計しています。
- (5) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外見からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行いました。このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができません。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要です。
- (6) 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計しています。

<ガイドライン> https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

3 産業分類について

(1) 産業分類

集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

本報告書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

ア 一般格付

製造品及び貸加工品が単品の事業所は、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。

また、品目が複数の場合には、

中分類(2桁)：記入された品目番号のうち、品目番号の上2桁が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

小分類(3桁)：決定された中分類の品目のうち、品目番号の上3桁が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

細分類(4桁)：決定された小分類の品目のうち、品目番号の上4桁が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

イ 特殊格付

一般格付と異なり、原材料、作業工程、機械設備等により特殊な産業格付を行うものをいいます。

なお、特殊格付は、以下のとおりです。

2211 高炉による製鉄業	2235 伸鉄業
2221 製鋼・製鋼圧延業	2236 磨棒鋼製造業
2231 熱間圧延業（鋼管・伸鉄を除く）	2237 引抜鋼管製造業
2232 冷間圧延業（鋼管・伸鉄を除く）	2238 伸線業
2233 冷間ロール成型形鋼製造業	2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業
2234 鋼管製造業	(表面処理鋼材を除く)

(3) プラスチック製品製造業の別掲

「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

製 造 品 名	分 類	製 造 品 名	分 類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	壘	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 （貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

4 集計項目の説明

(1) **事業所**は、令和3年6月1日現在の数であり、事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

ア 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) **従業者**は、令和3年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含みません。

なお、3年活動調査では従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行っているため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできません。

<ガイドライン> https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

ア **常用労働者**は、「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。

イ **有給役員**は、法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいいます。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。

ウ **常用雇用者**は、「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられます。

エ **無期雇用者**は、常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいいます。

オ **有期雇用者（1か月以上）**は、有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

カ **臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））**は、有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

キ **送出者**は、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

ク **出向・派遣受入者**は、労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

(3) **現金給与総額**は、事業に従事する者の人件費及び派遣受け入れ者に係る人材派遣会社への支払額のことであり、令和2年の1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいいます。

(4) **原材料使用額等**は、令和2年の1年間における原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計で、消費税額を含んだ額です。

ア **原材料使用額**とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ **燃料使用額**とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

ウ **電力使用額**とは、照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。

エ **委託生産費**とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まれません。

オ **製造等に関連する外注費**とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産額などの外注費は含まれません。

カ **転売した商品の仕入額**とは、令和2年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの。）に対応する仕入額をいいます。在庫品は含まれません。

なお、ア～カは、従業者30人以上の事業所について調査しています。

(5) **製造品出荷額等**は、令和2年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

ア 製造品出荷額とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、令和2年中にその事業所から出荷した場合の額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの。

(イ) 自家使用されたもの。（当該事業所において最終製品として使用されたもの。）

(ウ) 委託販売に出したもの。（販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。）

イ 加工賃収入額とは、令和2年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他収入額とは、上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入、修理料収入、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入等）の収入額をいいます。

(6) **製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額**は、事業所が所有するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造させた委託生産品も含んでいますが、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まれません。なお製造品、半製品及び仕掛品の在庫額は従業者10人以上の事業所、原材料及び燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所について調査しています。

(7) **有形固定資産の取得額**は、令和2年の1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

ア 有形固定資産額の取得額等には、次の区分があります。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む。）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

なお、(ア)は従業者10人以上の事業所、(イ) (ウ) (エ)は従業者30人以上の事業所について調査しています。

イ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、**減少額**とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

エ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいいます。

(8) **工業用地及び工業用水**は、従業者30人以上の事業所について調査しています。

敷地面積は、令和3年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外します。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれます。

1日当り用水量とは、令和2年の1年間に事業所で使用した工業用水の総量（従業者の飲料水、雑用水を含む。）を令和2年の操業日数で割ったものです。

ア 淡水

(ア) 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

(イ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

(ウ) その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいいます。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などになります。

(エ) 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいいますが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問いません。

イ 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいいます。

なお、工業統計において平成29年調査から「回収水」及び「海水」の調査を廃止したことから、本報告書においても当該項目を除外して集計しています。

(9) 算式は次のとおりです。

ア 生産額（従業者10人以上の事業所）

＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

イ 製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋その他収入額＋製造工程からでたくず・廃物の出荷額

ウ 原材料使用額等（従業者4人以上の事業所）

＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費＋製造等に関連する外注費＋転売した商品の仕入額

エ 付加価値額（従業者30人以上の事業所）

＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）
＋推計消費税額（*2））－原材料使用額等－減価償却額

*1：平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

*2：推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

※ 従業者29人以下の事業所については、次の算式によります。

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) \\ - \text{原材料使用額等}$$

オ 投資総額（従業者30人以上の事業所）

＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の年間増減

カ 純投資額（従業者30人以上の事業所）

＝投資総額－有形固定資産除却額

キ 在庫額年間増減（従業者30人以上の事業所）

＝年末在庫額－年初在庫額

5 表章形式

(1) 従業者規模の3分類は、次のとおりです。

小規模とは、従業者規模4～29人の事業所をいいます。

中規模とは、従業者規模30～299人の事業所をいいます。

大規模とは、従業者規模300人以上の事業所をいいます。

(2) 市町村の区域範囲は、調査期日現在の行政区画によります。

(3) 表中「－」は該当数値のないもの及び分母が0等のため計算できないものを、「0」は掲載単位に満たないものを表し、「…」は数字が得られない箇所、「△」はマイナスの数値を示します。「X」は1又は2の事業所に関する数値であって、これをそのまま表章すると個々の事業所に関する事項が明らかになるおそれがあるため秘匿にした記号です。

また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しました。

(4) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しました。したがって、金額の合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。

(5) 比率及び比較増減は、万円単位から算定しました。

また、比率は小数点第2位を四捨五入しました。したがって、構成比は合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。

(6) 表中の実数には、操業準備中、操業開始後未出荷、休業中の事業所は含まれていません。

(7) 産業分類の略称は、次のとおりです。

中分類番号	省略表示	産業中分類
09	食料品	食料品製造業
10	飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維	繊維工業
12	木材・木製品	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷	印刷・同関連業
16	化学	化学工業
17	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム	ゴム製品製造業
20	なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼	鉄鋼業
23	非鉄	非鉄金属製造業
24	金属製品	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械	電気機械器具製造業
30	情報通信機械	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械	輸送用機械器具製造業
32	その他製造業	その他の製造業

「32その他製造業」には、看板・標識機、娯楽用・がん具、運動用具、畳、万年筆・ペン類・鉛筆、その他の事務用品、貴金属・宝石製装身具製品、パレット、工業用模型、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品等が含まれています。

(8) 地域別結果表における地域区分は、次のとおりです。

地域名	市区町村名（令和3年6月1日現在）
千葉	千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区）
葛南	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原市

(9) 京葉臨海地域とは、浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の臨海埋立地をいいます。

なお、集計は昭和51年以降実施しています。

(10) 内陸工業団地とは、千葉県企業庁(現企業局)、千葉県土地開発公社等が内陸部に造成した工業団地をいい、統計表は当該工業団地内に立地する事業所についての集計です。本調査の集計対象団地は85団地です。

なお、集計は昭和55年以降実施しています。

6 その他

(1) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動も捉える調査内容としました(製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加)。

(2) 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、冷蔵保管料及び販売電力について、平成18年以前は「製造品出荷額」に含めて集計していましたが、調査内容変更に伴い「その他収入額」に含めることとしました。同様に、平成18年以前は独立した項目として集計していた修理料収入額についても、「その他収入額」に含めました。

(3) 平成19年調査では、新たな事業所の捕そく、調査内容の変更が行われました。このため、時系列に不連続が生じますが、本報告書では調査によって得られた数値をそのまま用いていますので、御注意ください。

(4) 工業統計調査と経済センサス-活動調査(製造業)は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意してください。

(5) この報告書についての照会は、下記へお願いします。

千葉県総合企画部統計課商業労働・工業班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2226

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/hiroba/index.html>